

## 浅口市空家等対策計画（改定案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施結果について

### 1. 実施概要

意見募集期間	令和5年2月20日（月）から令和5年3月6日（月）まで
意見提出方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 閲覧場所での提出</li><li>● 郵送</li><li>● ファックス</li><li>● メール</li><li>● 電子申請システム（市ホームページから）</li></ul>
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本庁まちづくり課</li><li>● 金光総合支所産業建設課</li><li>● 寄島総合支所産業建設課</li></ul>

### 2. 実施結果

提出者数	1名
提出方法	メール：1通
意見数	4件

3. 提出されたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方

	ページ・該当箇所	ご意見	回答
1	P22 (4) 町別の空家状況において、寄島町が突出して空家数の増加、空家率の上昇、除却対応率が低いこと等について	浅口市内で、寄島町の空家状況が顕著に悪化しており、支援制度の柔軟な適用や、体制づくり等が必要ではないか。 先日閣議決定された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の、空家等の活用拡大のための「空家等活用促進区域」や、空家対策に取り組む団体を「空家等管理活用支援法人」として認定等、連携強化と活動支援の方法を検討してはどうか。	空家等の利活用策として、本計画（改定案）のP43で「新たに、空家の活用を推進する事業や制度について検討」と記載しており、現在の記載内容で過不足ないものと考えていますので、現行の表記とします。 頂いたご意見については、本計画を進めていくなかで、検討させていただきます。 空家特措法の改正案に関しては、施行された後に対応を検討し、必要に応じて計画を見直してまいります。
2	P43 空家利活用の促進に係る支援制度の充実	空家の隣接住民による空家（空き土地）取得の支援制度や、福祉活動、地域活動、移住定住、流通促進における空き家の利活用に係る費用を補助する制度等、地域コミュニティ等による空家利活用を支援する新たな制度の検討をお願いしたい。	空家等の利活用策として、本計画（改定案）のP43で「新たに、空家の活用を推進する事業や制度について検討」と記載しており、現在の記載内容で過不足ないものと考えていますので、現行の表記とします。 頂いたご意見については、本計画を進めていくなかで、検討させていただきます。
3	P54 5-1. 浅口市空家等対策協議会及び専門部会の設置	空家等対策協議会の構成委員に不動産流通を担う宅建業者を入れるべきではないか。	空家等対策協議会の委員は、法務・不動産・建築等の専門家で構成されており、不動産分野は土地家屋調査士からご意見をいただいております。適正であると考えております。
4	P55 5-2. 庁内体制の整備	地域と連携した体制構築が必要なのであれば、コミュニティ担当の地域創造課を入れるべきではないか。	ご意見を踏まえ、区分に「移住・定住の支援、地域コミュニティとの連携」を設け、担当部署に「地域創造課」を追加します。